

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）				
地区名	両郷服岡地区				
事業箇所	海部郡飛島村服岡 外				
事業のあらまし	<p>本地区は、飛島村の北西部に位置する面積約 197ha の水田地帯である。地区内の用水路は、昭和48年から52年にかけて木曽川用水関連土地改良事業によりパイプライン化されており、当時は軽量で施工性に優れ、安価であった石綿セメント管が使用された。</p> <p>しかしながら、設置から40年以上経過し、老朽化に伴う突発的な破損等が頻発している状況や、大規模地震時の液状化により多数の破損箇所が発生することも想定され、破損した管を撤去する際の石綿粉じんにより農業者・撤去工事従事者等の健康に被害を与えることが懸念されている。</p> <p>このことから、石綿セメント管を塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給により農業経営の安定化を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 石綿による健康被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給による農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】 なし</p>				
事業費	事業費	内訳			
	13.1億円	■工事費 10.3億円、■用補費 1.2億円、■その他 1.6億円			
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度 平成35年度
事業内容	用水路工 29.7km				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	本地區の用水管は、価格が安く、施工性に優れていた石綿セメント管が多く使用されており、設置から40年以上が経過し、老朽化による漏水事故が頻発している。また、大規模地震時の地盤の液状化に伴う破損事故も危惧され、将来的にその復旧にあたり農業者等の健康を害することが懸念されている。			
		このため、老朽化している石綿セメント管を全て塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する健康被害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図る必要がある。			
判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】 石綿に起因する健康被害を未然に防止できることに加え、農業用水の安定供給による農業経営の安定化が図られることから、石綿セメント管の撤去、更新の必要性が高いため。			

②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】																																																
		区分	事前評価時 (基準年:H28)	備考																																														
		費用 (億円)	事業費 その他費用 合計(C)	10.2 21.5 31.7																																														
		効果 (億円)	作物生産効果 品質向上効果 営農経費節減効果 維持管理費節減効果 水源かん養効果 合計(B)	25.7 1.5 △ 0.3 △ 0.8 6.4 32.5																																														
		(参考) 算定要因 (農振農用地)	農地面積(ha)	193																																														
		費用対効果分析結果(B/C)		1.02																																														
		※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。																																																
		【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】																																																
		「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(平成27年9月)による。																																																
		2) 貨幣価値化困難な効果	老朽化した石綿セメント管の補修工事等による石綿の周辺農地への飛散被害や農業者・撤去工事従事者等への健康被害を防止する効果。																																															
③事業の実効性	2) 地元の合意形成	判定	A	A:十分な事業効果が期待できる。 B:十分な事業効果が期待できない。																																														
			【理由】 費用対効果分析結果から、十分な事業効果が期待できる。																																															
		1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・用水路工</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="3">8.9</td><td colspan="4">4.2</td></tr> </tbody> </table>			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	調査・設計	↔							用地補償		↔					→	工事								・用水路工		↔					→	事業費(億円)	8.9			4.2	
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																											
調査・設計	↔																																																	
用地補償		↔					→																																											
工事																																																		
・用水路工		↔					→																																											
事業費(億円)	8.9			4.2																																														
本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																		
3) 環境への影響																																																		
施工にあたり、濁水及び土砂流出の防止対策を図り、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施し、自然環境、居住環境に著しい影響を与えないよう配慮する。																																																		
石綿セメントの撤去・処分にあたり、周辺への石綿の飛散防止を図り、農村の生活環境に支障がないよう配慮する。																																																		
判定	A	A:事業計画の実効性が期待できる。 B:事業計画の実効性が期待できない。																																																
	【理由】 地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																	

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	老朽化した用水路の更新整備にあたり、道路管理者との調整により現位置において通常の基準より管を浅く埋設する計画としており、経済的かつ効率的で最も妥当である。					
	判定	A	A : 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B : 手段には代替性があり、改善の余地がある。				
		【理由】 経済性、現地状況から最も妥当な事業計画である。					
III 対応方針（案）							
事業実施が妥当である。		事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容							
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・施設の維持管理状況							
V 事業評価監視委員会の意見							
両郷服岡地区の対応方針（案）〔事業実施〕を了承する。							
VI 対応方針							
事業実施							